

令和 4 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 22 日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

令和4年6月22日〔水曜日〕午前9時27分開議

---

議 題

議案第43号 江南市路上喫煙に関する条例の制定について

議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第2条 地方債の補正

議案第48号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

今年度の当委員会の研修会について

---

出席委員（7名）

委員長 長尾光春君

副委員長 大藪豊数君

委員 鈴木貢君

委員 牧野圭佑君

委員 尾関昭君

委員 中野裕二君

委員 三輪陽子君

欠席委員（0名）

委員外議員（3名）

議長 堀元君

議員 片山裕之君

議員 石原資泰君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君

副主幹 前田昌彦君

主事 岩本達明君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
経済環境部長	平 野 勝 庸 君
都市整備部長兼危機管理監	野 田 憲 一 君
水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	古 田 義 幸 君
商工観光課長	石 川 晶 崇 君
商工観光課主幹	藤 田 明 恵 君
商工観光課副主幹	宇佐見 裕 二 君
農政課長	横 山 敦 也 君
農政課副主幹	岩 田 浩 和 君
環境課長	相 京 政 樹 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	酒 匂 智 宏 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長 皆様、おはようございます。

定刻よりも若干早いですが、委員の皆様がおそろいでありますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、私から少し長くなりますが、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、私たち市議会議員にとっては市民の皆様から負託を受けた期間の最終年度の最初の定例会でありまして、本会を含めてあと4回で、一度当局の皆様とお別れをさせていただくということになるということは、今さら言うまでもありません。この1年間でこれまでやり切れていないことを全てやり切り、来年4月にはやり残したことに對して後悔しないよう、議員活動を全力で行っていく所存であります。

当局の皆様には、たくさん御協力をいただきまして、円滑、また円満な委員会運営をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたしますと御挨拶をさせていただくつもりでしたけれども、ここで一言だけちょっと苦言を申し上げたいと思います。

一昨日の議案質疑におきまして、教育部において不適切な事務手続があったということで、その報告がありました。これを本委員会の当局の皆様がどのように捉えられているかということはお聞きしていないため、分かりませんが、私は本件は他人事ではないと考えております。既にかなり昔の話のような気がしておりますが、民地の草刈りの実施に伴う不適切な事務手続があったことを忘れてはいけません。まだ、昨年のことです。

当局の皆様におかれましては釈迦に説法かとは思いますが、今回のこと対岸の火事として見るのではなく、他山の石として見る視点を常に持って職務を遂行していただければ幸いです。

委員の皆様には、できるだけ簡潔明瞭に質問をしていただくとともに、当局の皆様におかれましては、委員からの質問に對して同じく簡潔明瞭かつ質問に對して的確な御答弁をいただきますようお願いいたします。以上で、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、市長から一言お願ひいたします。

○市長　ただいま委員長のほうから御指摘をいただきました件につきまして、改めて事務の不適切な手続につきまして、誤りがあったことにつきましては謙虚に反省をし、再発防止についてしっかりと取り扱うようにということも指示をしておりますので、今後またそういうことのないように努力していきたいというふうに思っております。

去る6月9日に6月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件はいずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようよろしくお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、市長は公務につきまして、これから退席させていただきます。ありがとうございました。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第43号 江南市路上喫煙に関する条例の制定についてをはじめ3議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時31分　休　憩

午前9時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言

の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

---

### 議案第43号 江南市路上喫煙に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第43号 江南市路上喫煙に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長 それでは、議案第43号について御説明させていただきますので、議案書の16ページをお願いいたします。

令和4年議案第43号 江南市路上喫煙に関する条例の制定についてでございます。

次の17ページ、18ページには、制定条例の案を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 この条例は、喫煙される方とされない方両方にとって快適な環境ということで、喫煙者のための施設を造ることになっているんですけども、その施設というのはどのぐらいの広さとか大きさとか、何人ぐらい利用ができるとか、そういうことがもし分かれば教えてください。

あと、この指導するというようなところがあるんですけども、これを具体的に、例えばその周知期間から既に職員の方が回られるのか、始まってからなのかで、これを担当する職員が何人ぐらいいらっしゃって、どんな方法かちょっと具体的にイメージが湧かないので、もし考えていらっしゃることがあれば教えてください。以上です。

○都市整備課長 ただいま質問いただきました喫煙所の関係でございますが、今回議案第47号の補正予算のほうで喫煙所に関する予算を上げさせていただいておりますので、そちらのほうでまたお答えさせていただきたいと思

ますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長　ほかにありませんか。

○環境課長　もう一つの御質問の指導の具体的なイメージということなんですけれども、まず直接の指導ということに関しては、施行後の対応になります。吸っている方に直接注意を促し、その後繰り返される場合には指導書だったり勧告書ということの流れになります。

実際の喫煙禁止区域での喫煙できないということについての周知については、12月に入ってから直接巡回することによって啓発行為を行おうと今は考えております。

○三輪委員　時間帯としては朝と夕方ぐらいかなあと思うんですけれども、その職員ということが分かるというか、何か路上喫煙についての注意喚起をしている人だということが分かるようなそういうので回られるのか、何かちょっとイメージが湧かないんですけど、考えていらっしゃることがあれば教えてください。

○環境課長　具体的に指導員という形で回ることは、今はちょっと想定をしていないんですけれども、例えば帽子、ごみの分別で使っているような帽子、緑の帽子だったり腕章だったりというそういうところも活用しながら、できるだけ指導をする者だということが分かるような形で巡回の啓発なり指導というのを行っていきたいと思っております。

○委員長　ほかにありませんか。

○中野委員　ちょっと3条の市の責務のところなんですけれども、この条例の目的を達成するために路上喫煙に関する必要な施策を実施すると書いてあるんですけれども、マイエリアを制定して喫煙所を設けてというのが施策の一つになるのかなと思うんですけど、それ以外に何か具体的な施策を考えているならちょっと教えていただきたいんですけれども。

○環境課長　一応この条例の制定においては、喫煙禁止エリアの設定というところが一つの施策ということで、そういう位置づけで今は考えております。

○中野委員　名古屋市とかだと、吸った場合は過料2,000円が何とかって、結構あちこちペイントというか周知みたいなのがわあっとしてあると思うんですけど、これは市民等という言い方をされているんですけれども、当然江

南駅前なので市外の人もどんどん入ってくると思うんですね。そういう方も対象になってくるんですよねということと、その辺の周知の仕方、今のペイントみたいなのをするのか、どういう形で市外の人にも周知していくのかちょっとお聞きしたいんですけど。

○環境課長　　市民等ということにつきましては、第2条の定義のところでは第3号に規定をしております、滞在する方、通過する方含めて対象ということになります。そういった方に分かりやすいように都市整備課のほうになると思うんですけども、路上に直接ペイントするだとか、あとは分かりやすい場所に掲示板、看板、チラシの掲示ということで考えております。

○中野委員　　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　　ほかにありませんか。

○鈴木委員　　そもそもこういった喫煙に関する条例、このエリアを設定してやるということは、それはやったらいいと思います。過去からもいろいろあったと思うんですが、参考までに今さらの話なんですけれども、要するに過去、この喫煙者あるいは喫煙しない方、苦情というかそういった相談というか市に対しての過去申入れのこの状況というのはどうだったんですかね。その部分だけちょっと必然性も含めてお聞きしたいと思うので。そういう情報をお持ちですか。

○都市整備課長　　直接江南駅のほうから、私どもが江南駅の西の広場のほうを所管しているということがございまして、名鉄の駅員のほうから私のほうに、例えば東側のエレベーターの上がったあの辺で吸っているとそこで吸っている煙がやっぱりホームのほうへ流れてくるということで、電車待ちのお客様さんのほうからそういう苦情が入ったというのが数件ございました。

○環境課長　　環境課のほうには直接、煙が困るとかそういった苦情というのは、たばこの煙ですけれども、直接承ったことはないという状況でございます。

○鈴木委員　　本当にそういうことであれば、やっぱり一定の制限をかけていくのはやむを得ない。こういう条例をつくることはあれなんですけど、吸う方も少なからずお見えになって、特に私たちの世代のおじさんといったら叱られますけれども、結構通勤でたばこを一服する場所ということで本当に少な



くなったということで、やっぱり逆に考えてほしい。こういうふうに確保されることは非常に嬉しいんですけども、これは後ほどお聞きする場があると思いますけれども、そういった意味でそういう迷惑になる人と、それからたばこの吸える一定のこれをそういった方に提供するということを含めて、後々そういうことを配慮しての条例だと思いますので。

ただ、これで決定するんじゃないしに、もし何か守られないことだとかあればまた追加していくようなことをまたお願いして、特にこれは過料はないわけでしょう。何かその中に違反項目と載っておりますよね、違反したら1,000円取るよとか。

〔「名前の公表だわ」と呼ぶ者あり〕

- 鈴木委員 名前の公表だけだったか。非常に曖昧なあれなもんでね。過料という名前のほうがすっきりして分かりやすいと思いますので、そんなことも今後一番状況を見ながら、つくる前から、実施する前にこんなことを言うのは恐縮なんだけど、そんなことも思うところがございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。
- 中野委員 ちょっと説明資料を見ますと、これ江南駅のほうのエリアの選定は書いてあるんですけど、前に何か事前説明していただいたときに、布袋駅のほうも何かあったと思うんですけど、これを見ると布袋駅が抜けているんですけど、その辺の取扱いはどうになりましたっけ。
- 都市整備課長 今回、説明資料の8ページにつけさせていただいておりますのは、今回補正予算でお願いしている箇所の説明ということになります。この図面をつけさせていただいておりまして、パブリックコメント等、江南駅、布袋駅両方を想定区域ということでお示したところでございます、布袋駅につきましては、今年度駅の西側のロータリー部分、駅広場を整備いたしますので、そういつて完成してから、人の流れをちょっと見させていただいて、区域としてはある程度もう固まっておるんですが、喫煙場所の設置場所というところで、まだちょっといろいろと検討させていただきたいということで考えておりますので、またそちらのほうがある程度決まりましたら、位置をまたお示しして御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中野委員 江南駅の駅前だと飲食店が結構あって、今飲食の中でも受動喫煙か何かで吸えなくなって、前結構店前に灰皿か何か置いてあって吸えていたんですけど、こうなるともうこの辺で全部吸えないんで、ここの指定区域しか吸えなくなっちゃうという認識でよかったのか。

○環境課長 駅周辺に関しては、喫煙禁止エリアについては禁止ということにさせていただきますので、その中の喫煙所のみということになります。

○中野委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員 ほとんど皆さんに質問していただいたんで、私から項目だけ幾つかありますので、言っていきます。

まず、喫煙者が無謀にたばこの吸い殻を落とす時間、本当は駅のことなら私に任せておけと言いたいところですけど、24時間張りついているわけではないので、私の感じている時間が朝5時半から朝の6時半。特に外国人の方、そこらじゅうにたばこをポイ捨てします。私、拾って歩いています。これね、すごい量ですよ。

それから、夜が事務所にいたりして、ちょっと夜ぐるっと回るとまた拾うんですけど、23時から26時。夜なんかは、大体事務所に1時、2時までいると、駅一周回ってから帰るんですけど、そうすると電車が終わってからなんです。それから、結構そこらじゅうに捨てていきますね。この時間帯のこういった指導はどうされるのか、これ1点目。

2点目行きます。

これは、私も実際に経験したことです。過去駅に10年立っていますけど、10年の間に2件だけありました。ちょっとすみません、僕、別に高圧的に言ったわけじゃないですよ、申し訳ないです、ここは間もなく禁煙になりますので御協力いただけませんかと言ったらぶち切れられまして、本当に胸ぐらつかまれたことがあって、その後は御想像にお任せしますが、本当にそういう人がいました。こういう人に対してどのように指導していくのか。

それから、もう一つ。これは1件だけ最近ありました。

パチンコ屋の前でおたばこを吸われてみえる方がいたんで、ここはこういうふう看板が置いてあるように、おたばこをちょっと御遠慮いただけませ

んかと言ったら、そうしたらぱっと見たら白杖を持ってみえたんですよ。わし、目が見えんので分からなかったと言うんですわ。この目の見えない人に対してこのエリアが禁煙だということをどのように周知させるのか。

それから、これは名古屋市の例なんですけど、実際将来的には過料にするということで、1年かそこらはたしか猶予期間がありましたよね、名古屋市でも。将来的にはどうなんでしょうね。これ過料にされるんですかね。もしそれならば、将来はこうなりますということを明確に市民の皆さんに言って、ここからここまでは猶予期間だよということをおっしゃったほうがいいのではないかなあというふうに思いました。

そして続いてです。

名前の公表というふうにおっしゃっていますが、具体的に名前の公表をどのようにされるのか、具体的に。例えば、旅行者とか出張で来た人は名前を公表されたって全然平気ですよ。僕が例えば、前橋駅で僕の名前を出されても全然関係ないですから、その辺、どうされるのか。

それから、最後です。

これは後か。部材でもらえるものもらえないものは後でいいですか。ここでしゃべっちゃっていい……、備品等は後で。

〔「後ほど」と呼ぶ者あり〕

○大藪委員 簡単に言うておきますわ。要するに、もらえるものもらえないものは、何がもらえて何がもらえないのか。各市町でばらばらでしょう。江南市はどこまで交渉されたのか、それだけです。以上をお願いいたします。

○環境課長 いろいろと想定外のことで御質問いただきましたので、この場でちょっと全て適切にお答えできるかどうか分かりませんが、最初の早朝だったり深夜のポイ捨てということについては、できる範囲であれば、この条例が施行された直後においては、特に朝なんかは指導巡回に回ってもいいのかなという思いは少ししております。

実際、この条例の目的というのは、たばこを吸わせないようにする、人通りが多いタイミングで吸わせないようにするということに重きを置いているので全て、駄目なものは駄目なんですけれども、完全に見張ってということの対応は少し控えることになるのかなと思っております。できる範囲で。

○大藪委員　　今のお話の関連なんですけど、6時から6時半だとやっぱり通勤客が一気に多くなりますから、この時間になると、やっぱり皆さんからあそこでたばこを5人で吸っているよとか、あそこで吸っているのはちょっと迷惑だからというふうに僕に訴えてくるんですよね。訴えてくるんですけども、大体ほとんど外国人の方で、この時間だと本当に市民の方が今煙の中を通ってきたわとか、そういうような話をよく聞くんで、ちょっとその辺は頭の片隅に置いておいていただくいいんじゃないかなと思う。

○環境課長　　それから指導する対象が少し難しい方だった場合ということですけども、これについても、行政の立場としては条例施行後は毅然と指導に当たるというのが筋かなと思っています。

そうした中で、相手に逆切れという言葉がちょっと適切かどうか分かりませんが、怒らせないように、趣旨を理解してもらおうという方向での指導に努めていきたいなと思っています。あくまでも。

それから、目が見えない人に対する注意喚起ということですけども、こちらについては当然、条例施行後にはすぐに理解はしていただけないと思いますので、そういった方にお会いする機会があれば丁寧に御説明をして理解をいただくことになるかなと思っています。

それから、過料をもしする場合の方法、ちょっと今それについては、過料ということについては現時点では想定をしておりませんが、状況によっては他市の事例を参考にして進めていきたいということです。

それから公表の方法についてですけども、指導してもうすぐに公表に至るということではなくて、助言から始まって指導、勧告、要するに繰り返している方に対して、そのエリアで、順番に手続を進めていきますので、短期滞在の方だとかというのは公表に至るまでの手続にはならないのかなというふうに考えております。

○大藪委員　　簡潔明瞭にということなので、提案を2つだけしておきます。

ぶち切れる喫煙者に関しては、今大変安価にウェアラブルカメラがありますよね。あれを例えば、胸元につけておくカメラがあります。あれをつけた状態で注意なされると録画されていますよ、今お客さんがやっていることは録画されていますよというふうになれば、急におとなしくなります。というの

は、私さっきぶち切れたと言ったでしょう。ぶち切れた瞬間に、スマホをこうやって向けたんですよ、録画されていますよと言ったら急におとなしくなりました。こういった方法もありますので、御参考までに。

あともう一個、盲目の方に関しては、これは東京のどこかの駅でしたが、ごめんなさい、駅名は忘れまして。駅のところで音声が流れていました。このエリアは禁煙場所になっておりますのでみたいなので、簡単なエンドレステープが回ってましたので、参考までに御参考にさせていただければいいと思います。以上です。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 55 分 休 憩

午前 9 時 55 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

#### 都市整備部

の所管に属する歳入歳出

#### 経済環境部

の所管に属する歳出

### 第2条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部の所管に属する歳出、第2条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）のうち、商工観光課が所管する補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の68、69ページをお願いいたします。

68、69ページの下段、7款1項1目商工費、説明欄の地場産業活力向上事業で、240万円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、70、71ページの上段をお願いいたします。

企業誘致等推進事業で、3,133万7,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 じゃあ、68、69ページのサマーフェスタ補助事業の件なんですけれども、まずはこれを中止した経緯をまず教えていただきたいんですけれども。

○商工観光課長 このサマーフェスタでございますけれども、商工会議所が事務局として運営されております江南市サマーフェスタ運営委員会の中で検討されたものでございます。

このサマーフェスタ運営委員会では、商工会議所の会頭や副会頭など、そして各種商業団体、また関係団体や市長、議長のほか市の関係部局のほうからも出席し、運営されておるものでございます。

去る5月17日、こちら江南市サマーフェスタ運営委員会が開催されまして、当日会長のほうから参加者全員の意見を聞く形で協議が進められております。各商店街のほうからは、今年度は中止し、来年度に向けた開催を考えたいという御意見や縮小してでも実施してはどうかといった御意見もございました。また、関係団体からは子供中心のイベントの開催は難しいのではないかといった意見や開催された場合は協力していきたいとの意見もございました。そして、商工会議所からは市民参加型のイベントであり、感染対策のマスク着用や3密を避ける対策は難しいといった意見、そして縮小してでも活気づけることが必要ではないかというような意見もございました。市のほうからは例年のイベントの内容から実施できるものを実施してほしいなどの意見を述べさせていただいております。

そうした御意見の中、今年度のサマーフェスタ開催につきまして、実際にイベントを実施される商店街等を対象に挙手による採決が行われ、開催が中止されたものでございます。

○中野委員　いろいろすいとぴあとかで見てみると、この間、マルシェをやったりいろいろとああいうイベントも結構やられていて、今回サマーフェスタ、7月にやられるこういうのは中止になったという形で、何かそういう基準みたいなのは何かあるんですかね。多分これから今後、江南市が助成しているいろんなイベントがあるじゃないですか。

これ多分、そうすると何か基準にもたれてやるかやらないかというふうになっているのか、本当に主催者の主観でそういう判断になっているのか、その辺はどうなのかなと思ってお聞きしたいんですけれども。

○商工観光課長　基準と申しますか、運営委員会の中でそういった今年度はどうするかということが、それぞれ御協議された上での決定というふうに考えております。

○中野委員　そうすると、もうあと運営委員の判断に頼るということになるということですね。

○商工観光課長　今回のサマーフェスタ運営委員会では運営委員会の中でそういった御判断がなされたというものでございます。

○中野委員　先ほどもちょっと申し上げたように、いろんなイベントがあっ

て、市としていろいろ補助しているという中でいくと、このサマーフェスタをやらなくて、こっちはやってとかその辺の整合性を今後図っていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。

先ほど、子供が参加していくのはちょっと厳しいというお声もあったんですけども、やっぱりこれから阿波踊りでしたっけ、ああいう時期もいろいろ考えないかんのかなと、暑過ぎて。結局、子供たちが練習してもなかなか暑くて、ちょっとこれとはずれるんですけども、せっかく練習しても中止になったりとか、そういう経緯が結構あって、かなりがっかりしているというお声も聞いていますので、その辺の検討もしっかりしていただきたいなど、その辺はちょっと要望で。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　71ページの企業誘致等推進事業の中で、企業立地協力者奨励金が減っていて、あと企業立地促進奨励金のほうはかなり増えているんですけども、この辺のちょっと詳しい説明をしていただければと思います。

○商工観光課長　まず企業立地協力者奨励金でございますけれども、今回少し減額をさせていただいております。

こちらでございますけれども、こちらは安良地域の土地を企業に貸付けを行われた方に対して今回その固定資産税相当額を奨励金としてお支払いするものでございますが、こちらの土地が地目の変更がなされて、宅地から雑種地に変更されたということから税額が変更になったものでございます。納めていただく税額が減額になったことから、市のほうからお支払いする奨励金につきましても同様に減額をさせていただいたものでございます。

次に、企業立地促進奨励金でございますけれども、こちらのほうは、当初予算のほうでは上げさせていただいておりますが、こちらは市の工業地域そして安良地域に新たに工場を新設していただいた企業に対して、土地、建物や償却資産に係る固定資産税を奨励金としてお支払いするものでございます。

今回、こちらの企業立地促進奨励金のほうは2件分を上げさせていただいておりますが、令和4年度の税額を確定させていただいたことから、新たに予算計上させていただいたものでございます。



○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　先ほどの中野委員の質問に関連した内容になります。

サマーフェスタなんですけれども、いろいろと調べてまいりますと、やはり誘導的に中止になっていくような議事の進め方というのが、大変残念ですが私の耳には聞こえてまいります。

例えば、藤まつりのときもそうでした。中止ということ的前提を考えているが、皆さんどうでしょうか。これは誘導です。全く議論になりません。

きちっとやはり運営委員会、協議会においてはまずフラットな状態で皆さんから意見を頂戴するような形を取らないと、ちょっと皆さん、4方のお考え方を聞きたいんですけれども、最近新聞でイベント中止って幾つぐらい見られましたか。商工観光課副主幹、幾つぐらい見られましたか。

○商工観光課副主幹　私の主観で申し上げますと、中止というよりも、規模縮小の中、やれるところでやっていくという報道が多いように思われます。

○商工観光課主幹　私も新聞や報道なんかを見させていただくと、各市町で行われるイベントについては、今副主幹が申しましたように規模縮小だったりだとか、ちょっと開催時期をずらしていただくとかというような報道がされているのではないのかなというふうに感じております。

○商工観光課長　私も新聞報道等で見させていただく範囲では、縮小等のイベントが多いのかなという感じは受けております。

○経済環境部長　私も同様でございます。

そうした中、市としてはやれる事業をやっていただきたいということを当日の会議の中でも発言のほうをさせていただきました。

○大藪委員　今、凶らずも4名の方がやはり中止というのはほぼ見ていないと、規模縮小なり時期をずらすなり、何らかの形で開催というのを念頭にやっているところがほとんどです。

実は、この会議に出られた方何名かの方に聞いたんですね。

これ江南市の性質かどうか分からないですよ。その性格かどうか分からない。会議の中では、中止でいいですか、中止、うーん、中止だろうなあと手を挙げて、そこで手を挙げておいて、議場から出ると、あんなもん中止にするべきじゃなかったがやという方が結構おいでなんですよ、これ。結構おい

で、あんたはどっちに手を挙げたんだと言ったら、一応みんなが中止って言うで俺も中止って手を挙げちゃったみたいだね。そういうところが多いんで、そこをもう少しお考えいただきたいなというふうに僕は考えています。

特に、今おっしゃったように、最近の新聞などで中止なんていうのは見ないですね。今回、今中野委員がおっしゃったこのサマーフェスタとすると、最後にやったときに、僕布袋のふれあい会館の前で、子供たちが本当に踊りたかったのに気温が高くて踊れなかったんですね、たしかね。それでうなだれて半泣きになっている子を見ましたよ、実際に。

それはちょっと問題かなと思うんですが、これあれですよ。予算は市が出しているんですよ、市民の税金ですよ。もうちょっと市民にせつかくですから明るい話題を振りまいてあげないと、だって藤まつりもそう、これもそうでは話にも何もならんですって、本当に。

ですから例えば、これからでも遅くありません。これは商工会議所があれですか、担当されてみえるんですか、観光協会とか。でしたら、市のほうからこの予算については一旦減額補正したが、オータムフェスタかウインターフェスタをやれと、やれというふうに言っていたくようなお気持ちはございませんか。これは最後の質問です。

○商工観光課長　いろいろ御意見ありがとうございます。

今後のイベント開催実施などにつきましては、今回主催者でございます市民サマーフェスタの運営委員会、またはその事務局である商工会議所のほうとも相談してまいりたいというふうには考えております。

○大藪委員　ごめんなさい、あまり他市町のことを引き合いに出したくないんですけど、私の育った環境の市町では、商工会議所や観光協会と行政がとても仲よしです。とても仲よしです。

例えば何かイベントをやろうと思うと、一丸にやるという方向でベクトルをそろえて動きます。だからこそ、例えば年に6回もあるお酒のフェスティバルを城下町でばあっと開催したりとか、それから花火もしかりです。こういったことがどんどん市民がまあええわというぐらい、イベントばっかだがやという苦情が出るぐらいですよ。これぐらい出てきます。

で、江南市民は駅前によく聞きます。ええなあ、春日井市は。ええなあ、

一宮市は七夕があつて。ええなあ、どこどこはあれがあつて、ええなあ、犬山市はあれがあつてと。

○委員長 簡潔明瞭をお願いします。

○大藪委員 はい。

ということをおっしゃいますので、その辺をもうちょっと行政は、強制的にやらせる必要はないですけども、強い意志でちゃんと一緒にこの向きでやりましょうということをお願いいただかないと、ちょっといけないなあというふうに思ったので、ひとつよろしくをお願いします。要望です。以上です。

○委員長 ほかに質疑は。

○尾関委員 意見と要望を言わせていただきます。

皆さんに同じく、サマーフェスタの件です。

コロナ禍というところの判断で、いろんな判断があつたうちの一つですけども、実際そのコロナ禍の前に熱中症対策というところで、越えられない壁もあつたわけなんです。その辺りを考えますと、各委員がおっしゃっているとおり、やれる方法をまず考えてほしいというところがあるわけですから、本場の阿波踊りはお盆ぐらいに開催されるのかな、そういう感じで、江南市の今の8月の第1金・土・日はやっぱり状況的に厳しいんでしょうね。そういうことを考えると、2週間前倒すとか、2週間後ろにするとか、開催に向けた日時設定をぜひとも御検討いただきたいという私からの意見です。

委員長、ちょっと暫時休憩を入れてほしいです。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時13分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、委員外議員からの発言の申出を進めていきます。

堀議員から本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○堀議員 当局にちょっとお尋ねしたいんですが、この中止になった件で観光協会で一応審議されたということを聞いておりますけれども、江南市の当局、いわゆる江南市としてこのサマーフェスタをやっていただきたい方向でお願いできませんかというような意見を観光協会にされたか、されていなかったか。

かく今の尾関委員の話もありましたように、保育園もさることながら、もう練習に入っておるような状況なんですね。そういう状況を把握してのこの観光協会に対して何ら意見を言っていないのか、言ったのか、その確認をお願いしたい。

○商工観光課長 このサマーフェスタにつきましては、観光協会のほうではなく、サマーフェスタ運営委員会のほうが組織としてございますので、観光協会のほうには、特に御意見のほうをお伝えしているものではございません。

そして、このサマーフェスタ開催に当たりましては、会議の中で市のほうから経済環境部長、そして私、商工観光課長のほうも出席させていただきまして、開催できるものは開催してほしいというような御意見を申し上げさせていただいております。

○堀議員 開催できるような方向でお願いしたいということを今言われたけれども、それを観光協会としては一切取り上げていただけなかったというふうに解釈していいですか。

○商工観光課長 観光協会ではなくてサマーフェスタ運営委員会でございますけれども、この中で、会議の中で最終的に中止が判断されたものでございます。

○堀議員 ちょっと聞いたこととかみ合っておらんがね。

私が聞いたことに対して答えてください。

○商工観光課長 繰り返して申し訳ございませんが、このサマーフェスタに関しては、観光協会が運営するものではございませんので、観光協会のほう

には特に御相談等をさせていただいておるものではございません。

○堀議員 大体、過去のそういう行事を決めるのに当たって、普通は行政のほうからある程度要望、やるかやらないかを申し上げるんです、普通は。観光協会に対してね。行政のほうから予算を出しておる関係上もありますけれども、大体そういう方向でお願いしたいですよというのが、これが普通なんです。それを言ったか言わないかということ聞いたんですが、観光協会の運営委員会で聞いたんですが、そういうことが意見を言っておったかなかったか、それと同時に、もし言っておるのにもかかわらず無視されたかということ聞いたかったんですが、いかがですか。

○商工観光課長 繰り返して申し訳ございません。

このサマーフェスタにつきましては観光協会とは全く別の組織であるサマーフェスタ運営委員会で協議をいただいております。そのため、このサマーフェスタ開催につきまして、市から観光協会のほうに意見等を申し上げたものではございません。

○堀議員 じゃあそのとおり聞きますが、運営委員会とこの観光協会の関係というのはどういうものですか。

○商工観光課長 組織としては全く別のものがございます。

なお、構成されるメンバーで当然重複される方はお見えになるというふうを考えております。

○堀議員 金を取らんように思いますが、運営委員会はどのような目的であるんですか。

○商工観光課長 サマーフェスタ運営委員会、こちらには設置要綱がございまして、このサマーフェスタ運営委員会につきましては、江南市民サマーフェスタ運営委員会は、江南市を広く宣伝紹介し、内外顧客を誘致するとともに活力ある市民の触れ合いの場として、江南市民サマーフェスタを開催し、江南市の商業の振興発展に寄与することを目的とするものとなっております。

○堀議員 今の趣旨から言うと、実際にそのサマーフェスタを行うべく観光協会に対して運営委員会はどのような立場でということ聞いたかったんですよ。

○商工観光課長 このサマーフェスタ運営委員会は、先ほど申しあげました

目的に沿って運営委員会が開催され、その会議の中で今回は中止の決断が出されたものでございます。

○堀議員 運営委員会で中止ということが決まったわけですか。

○商工観光課長 そのとおりでございます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時22分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 すみません。答弁のほうで少し分かりにくいことがあったと思いますので、改めてお答えさせていただきます。

まず、観光協会につきましては、このサマーフェスタ運営委員会とは全く関係のない組織でございますので、今回のサマーフェスタ開催につきましては、サマーフェスタ運営委員会のみで検討がされているものでございます。そして、このサマーフェスタ運営委員会の中で今年度の開催中止が決定されたものでございます。

○堀議員 正式には観光協会の理事者会だったかな、あれ、市長も私も出席したの。あそこで賛否を取ってじゃあ中止にしましょうということで観光協会の会長が言われたでしょう。

○商工観光課長 今回は、観光協会の理事者会、総会等で、このサマーフェスタは議論されておられません。サマーフェスタに関しましては、観光協会は全く関与しておられませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時24分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 まず初めに、観光協会でございますが、こちらのほうで開催していただいておりますイベントにつきましては、江南藤まつりでございます。そして、江南市民サマーフェスタにつきましては、観光協会は関与してございません。そして、サマーフェスタ開催につきましては、江南市民サマーフェスタ運営委員会、こちらのほうで協議をいただいております。

なお、会長につきましては、江南市民サマーフェスタにつきましては、江南商工会議所の会頭でございます。江南市観光協会の会長につきましても、同じく商工会議所の会頭が務めておるものでございますので、会長が同一人物ではございますが、組織としては全く別物でございますので、よろしくお願いいたします。

○堀議員　私が出席したのは、観光協会じゃなくてサマーフェスタの運営委員会ということですね。そういうことですね。

○商工観光課長　去る5月17日に開催されましたのは、江南市民サマーフェスタの運営委員会でございます。

○堀議員　その場で、会頭が各委員に一応尋ねられました。

で、私が言いたいのは、そういう運営委員会の方向性に対して、江南市のほうからやれる方向で協議をしていただきたいということを過去の事例からいうと常に言っておるわけです。過去の事例からいうとね。それを今の現在の江南市からの運営委員として出ている部長が、そういう方向性で進めていただきたいというようなことは言われましたか、言っていないのか。

○経済環境部長　会議の当日において、実施できる事業を実施していただきたいという話を申し上げております。

○堀議員　はい、分かりました。

確認です。それにもかかわらず、運営委員会としては中止されたということですね。はい、分かりました。

○大藪委員　すみません、そのときの何かそういうことをちゃんと伝えるという決裁文書か何かをお示してください。

○経済環境部長　当日の復命がございますので、そちらのほうは後ほど出させていただきます。

○大藪委員　ありがとうございました。

それは、ぜひ。

○経済環境部長　今議事録とおっしゃいましたけれども、議事録については、こちら事務局が商工会議所のほうになりますので、議事録が作成されているかどうかというところも含めてちょっと分かりかねますが、あくまで持っているのは、当日私たちが出席をさせていただいて、上司に対して上席に対し

て復命をしたという書類がございますので、そちらのほうは後ほど提出させていただきます。

○大藪委員 分かりました。

では、後ほどで結構ですので、そういった明確に分かるもの、私たちは市としてはきちっとやってくださいと言ったよといったことが分かるものを後で見せてください。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 議案第47号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第4号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の59ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正として、橋りょう長寿命化事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、議案書の62ページ、63ページの上段をお願いいたします。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金、説明欄の道路更新防災等対策事業費補助金で555万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

下段をお願いいたします。

22款1項4目1節道路橋りょう債、説明欄の橋りょう長寿命化事業債で160万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、議案書の70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費は、財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　　ごめんなさい。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、この道路橋りょう費ということで、それはその名目の全体のことでの話なのか、具体的にここというポイントがあるのか、ちょっとこれを教えていただけますか。

○土木課長　　今回補助金の対象になっておりますのは、橋りょう点検委託料と橋りょう補修設計委託料と橋りょう工事費の3つでございます。

○大藪委員　　具体的にどこというの示せますか。

○土木課長　　可能でありましたら、当初予算の予算説明書の位置図で確認いただければと思います。

○大藪委員　　分かりました。ありがとうございます。

というのは、道路橋りょうに関しても、他市町を見ますと非常に値段を下げています。今回の補正みたいな感じで値段を下げています。その理由は何だかといったらドローンを使っているんですね。イントレを組んだりしてやっ  
ていなくて、ドローンを使った点検などに非常に応用していて非常に安い  
ですね。非常に、めっちゃめっちゃ金額が。

なので、そんな関係でもし今後こういったものが使えればということで、  
ちょっと最後提案で終わりますけれど、ひとつよろしくお願いします。以上  
です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査します。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○都市整備課長　　都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正として、道路改良事業、街路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

ページをはねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段の15款4項3目2節都市計画費交付金に1,038万5,000円の補正増、下段の22款1項4目2節都市計画債に960万円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

ページをはねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

8款4項2目都市整備費は、財源更正と増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料8ページに喫煙所等整備工事の位置図を掲げております。

補足して説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　先ほどの路上喫煙のところ、喫煙所の大きさとか、それからもう一つ、この497万2,000円という積算根拠というか見積りを取ったのかも、どういうふうなのかを教えてください。

○都市整備課長　まず、喫煙所でございます。喫煙所の大きさにつきましては、幅、あと奥行き、それぞれで3メートルでございます。高さにつきましては、2メートルの予定をしております。

この規模につきましては、J Tのほうからある程度乗降客数から他市町で算出などしていただいているそういう計算がありますので、そちらのほうで計算を参考にさせていただいて規模のほうを決めさせていただいたものでございます。

なお、次に予算のほうの内訳でございますけど、今回まず喫煙所につきましては、西側の広場1か所ということでございます。あと、これが金額のほうは約300万円ほどということで、こちらにつきましては、見積りを取りましてそちらのほうで積算をさせていただいております。

ちなみに材料費、施工費とも見積りということで上げさせていただきます。  
ただ、下にある程度コンクリートを打ちますのでそういったところは市の積算の部分もございます。

それと、次に案内標識ということで、駅の東西、改札口を上がった正面のほうに乗降された方が、まず目のつきやすいところに整備をさせていただきます。こちらのほうが2基ということで、それぞれ1基30万円ということで、こちらのほうも見積りでございます。

あと、東西の必要な箇所、18か所というふうで上げさせていただきましたけど、こちらのほうは先ほどちょっとお話がありました路面標示を予定しております。こちらのほうが約1か所6万円ということで、こちらにつきましても他市町で設置しているシート状のものを接着剤で張りつけたもので考えております。積算としては、この積み上げで今回補正予算を計上させていただいたところでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　確認なんですが、2点というか本当に初歩的なことで、私が聞き漏らしていたら申し訳ないんですが、雨の日も吸えますかということですね。結局そういう配慮がしてあるかということですね。やっぱりたばこを吸っていてたばこが消えちゃいますので、それが1点と。

もう一つは、日々の当然灰皿、吸い殻とかそういった管理、清掃を含めたこれはどこがどういった格好で進めていくんですか。その点だけお願いします。

○都市整備課長　今回、まず喫煙所の構造でございますけれども、先ほど2メートルほどの高さの囲いということで屋根のほうはございません。この犬山線沿線の犬山市、あと岩倉市でも喫煙禁止区域を設定しておるわけなんですけど、そちらのほうもちょっと参考にしておりますが、同様に屋根がないということで、雨天のときにつきましては、傘を差していただいて吸っていただくと。

あくまでも、やはり屋根をつけるということになりますと、やっぱり煙を排出するところがございますので、当然屋根つきのところもございませんですけど、そういった処理も必要になってくると、やっぱり金額に関しまして

も高額になってくるということで、今回同様な形態で考えさせていただきます。

もう一点ですね。灰皿のほうを喫煙所には設置させていただきます。こちらにつきましては、現在駅の広場をシルバーのほうに清掃委託をさせていただいておりますので、そちらのほうで同様をお願いしていこうということで考えております。

○鈴木委員　それでは、他市の設置状況を見てそれに踏襲していくというようなことで分かりましたけど、ここはあくまで江南市ですので離れていますし、これもちょっと関連して、屋根とは言いませぬけれども、何かやっぱり吸う方にとっては税金を、大事な財源ですので、江南市は本当に法人税よりも多いと言われておるような大事な税収でございますので一定の配慮も必要じゃないのかなと、これはそういう喫煙家からの代表として、私は吸いませぬけれどもそうやって私の友人は強く、もしやるんならそういうのも対応してくれよと。そこまで足を運んで吸いに行くんだから、それぐらいいいだろうということもありましたので、私、そのことは伝えておくよということでありましたので申し上げます。

それと、足が悪かったりとかがありますので、ベンチはと言いませぬけど、仮で座るようなポールみたいな、そんな設置のあれはありますか、考えは。

○都市整備課長　これも他市の事例でございますけど、やはりそういったものはちょっと見受けられないということがございまして、そういうこともやっぱりありますので、今のところ設けないということで考えております。

○鈴木委員　ありがとうございました。

私も吸いませぬけれども、もうたばこを吸うなと言って差し上げたいんですけど、そういうやっぱり市民の方もお見えになりますので、そういった声、そういうような方もお見えになるということで、本当にたばこを吸う人は非人間的な行為だなんていうふうに思われたら本当に申し訳ない話ですので、その分、誤解があつてはいけませんけれども、そういった他市の方の目線も少しはちょっと御配慮願えればと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 本当に皆さんたくさん質問していただいたんで、私からはちょっとだけ押さえておきたいのは、先ほどの税収面を考慮して、要するに税収面などを考慮したネガティブキャンペーンにならないような方策をどのように具体的に取られたかどうかをまずお聞きしたい、1点目。

J Tからもらえるものは先ほどお聞きしたんで結構です。

それから、あとどの程度このJ Tほか、そういったところと交渉されたのか。どの程度、交渉されてここまで獲得できたというところも具体的に教えてください。

J Tにはたばこが売れる仕掛けとして、喫煙所の近くにぜひとも自販機を置いてくださいという要望も実はJ Tには言ったんですね。地元で買ってほしいんで。その辺もあの辺にもたばこ屋さんは駅前にありますから、その辺との調整で何とかならないのかなというふうに思いました。

それから、最後の質問です。

これはそのまま放っておいても灰皿にはたばこの吸い殻がどんどんたまっていったりとか、そこらじゅう汚れたりとかする可能性があります。年間の管理費と管理の体制についてどのようにお考えか、これだけお答えください。以上です。

○都市整備課長 ネガティブということで、私ちょっと理解が十分かどうか分からないんですけど、今回あくまでも全面禁止ということではなく、やはり喫煙場所を設けるということで、喫煙者の方にも配慮したということで、その対応ということで考えております。

あと、次に材料ですね。J Tとの御相談ということで、担当、私含めて3回ぐらいお話のほうをちょっといろいろさせていただいております。そういった中で材料の提供についても御相談させていただいております。その中で、現在灰皿をJ Tのほうから提供いただけるということで、お話は進めさせていただいておりますので、そちらのほうでお願いしていくということで考えております。

あと、先ほどの吸い殻の清掃について、シルバーのほうに委託を現在しておるということで、今回その業務が増えるわけなんですけど、今シルバーのほうと話をしている中では現在の委託の中で対応していただけるということ

で話をさせていただいておるところでございます。

○大藪委員　先ほど十分御努力していただいたと思うんですが、ちなみに先ほど犬山市という例が出ましたけど、犬山市は分煙パネルを全部JTからの寄贈というふうに私は聞いているんですね。これは江南は寄贈は頂けない。

○都市整備課長　分煙パネルというのは喫煙所の囲いですよ。

そちらのほうも、そういうお話は聞きましたので、JTのほうに犬山市はそういったお話もあったということで御相談させていただきましたが、ちょっとそこまでは対応できないということで。

○大藪委員　ということは努力が足らなかったということですね。

○都市整備課長　そういう話があったものですから、努力が足りなかった結果と言われればそうかもしれないですけど、一応そういう交渉はさせていただいたところがございますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員　ぜひとも、これは江南駅だけに限らず、今後は布袋駅というのがありますよね。そういった関係もあるので、何とか布袋駅は分煙パネルをぶん取ってください。ぜひとも。何とかしていただきたいなあと。

だって、犬山市みたいにあんな小さな駅じゃないですから。今度は布袋駅はでかいですから、そうするとやっぱり乗降客をこれから増やしていかなきゃいけない関係で、ぜひともたばこの税収も増やしていかなきゃいけないし、販売もどうですかということで、いっぱい売ってほしいし、そういった関係でぜひともこのパネルに関して、布袋駅に関しては頑張っ努力をしていただきたいという要望で終わります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時47分　休　憩

午前10時47分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分 休 憩

午前10時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議案第48号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第48号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の77ページをお願いいたします。

議案第48号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして収益的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明といたしまして、78ページから81ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

82ページ、83ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきまして1款2項4目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水費及び浄水費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　83ページの今回の補正に出てきた後飛保配水場直流電源盤の修繕ということなのですが、この電源盤というのはいつ取り付けたもので、修繕でどのぐらいの期間もつというか、これで今後どのぐらいこれが使えるのか、もし分かれば教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹　　今回お願いしております後飛保配水場直流電源盤の蓄電池ですけれども、前回つけたのが2008年でございます。約13年経過しておるものでございます。

今回は、一応13年間使わせていただきましたけれども、メーカーで発表されている耐用年数というのが大体7年から9年ということをおっしゃっております。

次回は、ほかの受変電設備全体が大分古くなってきておりますので、しっかりとした修繕計画をつくって、こういう補正予算がないように当初予算で対応していけるように、しっかりとした修繕計画をつくって長寿命化を図っていきたいと思っております。

○三輪委員　　確認したかったのが、その耐用年数7年の13年で、取替えじゃなくてこの修繕でいくということが適切なのかなと。取り替えるというか大幅にちゃんと替えたほうがいいのかそういうことではないかと思ったのですが、修繕というふうに書いてあるんだけど、これは取り替えているということでしょうか。ごめんなさい、理解ができてなくて。

○水道事業水道部水道課主幹　　今回は実際修繕ということになっておりますけれども、直流電源盤という中の一部の蓄電池が劣化しているものですから、今回はその蓄電池については全て、全部のセルを新品に取り替えます。

今回は直流電源盤の中の一部の電池を全て取り替えるということで修繕対応にさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　　ちょっと細かいことです。こういうキュービクルとか電源盤というのは、定期的に電気で何か調べる人たちが、どれぐらいの頻度で今定期検査をしているの。



○水道事業水道部水道課主幹 受変電設備は両配水場設備点検委託ということで、自家発とか配水ポンプ全て含めて一括で委託しております。

こういうキュービクル、電気系は1年に1回定期点検を行って、その報告書を頂いて、悪いところを修繕して更新をかけていくというふうにしております。

○牧野委員 今回のこの取り替えなきゃならんという蓄電池、これも寿命があるもんですからね、これは点検によって分かったということですか。

○水道事業水道部水道課主幹 昨年度実施しました委託の中で発覚したものです。実際、点検については11月に実施して、その報告書が上がってきたのが2月ということで、我々が本当にそこから報告書をもらってからどういう対応していくかというのをいろいろ協議させていただいて、今回やらせていただいたということです。

○牧野委員 こういうのは耐用年数が大体、耐用年数が僕の勘でいうと5割ぐらい延びるような感じがしておるんだけど、止まっちゃってから買い替えると大変なことになっちゃうんで、やっぱり報告書に基づいて、いろんなところがいっぱいあると思うんで、これはある期間がたったら直していくしかないもんですから、高いか安いかわかりませんが。それで、それ以上古くなると元の同じものがなくなっちゃうんで、この程度の金額でと思っていますので、点検がきちっとされておればそれで結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時04分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

---

### 年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と行政視察の調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信しておりますので参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

御意見はありませんか。

○鈴木委員 これ僕の個人的な意見で恐縮なんですけど、よろしいですか。私は特にこの6番、項目ですよね。

[発言する者あり]

○鈴木委員 入っておりましたので、すみません。

○委員長 よろしいですか。

○鈴木委員 最後をちょっと見そびれましたので、すみません。

○委員長 では、取りあえず今は意見はなかったということで、ほかに御意見はありませんか。

○三輪委員 すみません。5番の環境問題が大きく入っていると思いますが、特に今プラスチックをどうするかということがすごく国のほうも考えていると思うんですけども、そういう点について詳しく、江南市としても今のプラごみ、新しい焼却場もできるんですけども、何か新しい焼却場は全部燃やすみたいなことになっていると思うんですけども、市としてというかこの委員会としてもどうしたらいいのかという、そういうのを検討というか勉強したいなと思っています。

○委員長 今は環境問題、プラスチックの問題についても勉強したいという

御意見がありました。

ほかに何か御意見はありますでしょうか。

○鈴木委員　　ちょっと申し訳ない。

一応、農のことで耕作放棄地対策ということでちょっと入れてもらおうかなと思ったもので、農があるからええかなと思ったんだけど、江南市にとって大事な部分ですので、ちょっとその部分だけは何か、今三輪委員も環境でプラスチックと言ったのと一緒に、何かやっぱりつまみ上げる必要があるのかなという気もしたもんですから。そういうことだけちょっともしあればと思って、今。

○委員長　　今出たのは農業、耕作放棄地についての勉強をしていきたいという御意見をいただきました。

ほかに御意見はありますでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、今お話しありました2つを追加する形でいきたいと思います。

全文を読ませていただきます。

1番、まちづくり事業について。2番、公園緑化事業について。3番、上下水道事業について。4番、ごみ処理施設・ごみ減量について。5番、環境問題。ここに先ほどのプラスチックを入れさせていただきます、地球温暖化対策・プラスチックについてという形で入れさせていただきます。

続いて、6番。

[発言する者あり]

○委員長　　どうしますか、4番がいいですか。じゃあ、4番のほうに。

では、訂正させていただきます、4番に戻しまして、4番にごみ処理施設、ごみ減量・プラスチックについてという形で入れさせていただきますと思います。

で、5番は、これまでどおりの環境問題（地球温暖化対策）について。6番、商工農・観光・地域振興行政について。7番、地域の公共交通機関の整備について。8番、防犯・防災（危機管理）・交通安全対策について。そして、9番としまして、農業（耕作放棄地）についてという形で追加させてい

ただきたいと思います。

今現在、昨年度で9番と言っていたその他当委員会の所管する事項というのを10番という形にしたいと思いますが、これについて御異議ございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 御質疑もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、1番、まちづくり事業について、2番、公園・緑化事業について、3番、上下水道事業について、4番、ごみ処理施設、ごみ減量（プラスチック）について、5番、環境問題（地球温暖化対策）について、6番、商工農・観光・地域振興行政について、7番、地域の公共交通機関の整備について、8番、防犯・防災（危機管理）・交通安全対策について、9番、農業（耕作放棄地）について、10番、その他当委員会の所管する事項とすることに決定いたしました。

また、ただいま決定いたしました事項については、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査として議長に申出をしていきたいと思っております。

---

### 行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について事務局より説明をお願いします。

○事務局 すみません。失礼します。

案といたしましては、10月3日月曜日から10月7日金曜日までと、10月31日月曜日から11月2日水曜日までの2案となっております。

この中から、何泊で何日実施されるのかをお決め願いたいと思っております。以上です。

○委員長 ただいまの2案につきまして、御意見等はございますでしょうか。

○中野委員 さっき何泊かという話だったと思うんですけど、行き先によって2泊なのか、1泊なのかでいいと思うんですけど、先に何を調べるか調査するか、そっちを調べて、それでやっぱり2泊なら2泊でいいと思うし、1

泊で事足りるなら1泊でいいだろうとしという感覚でいいかと。

○委員長　今は、実施先、実施内容を見てから1泊にするか、2泊にするかということで話がありましたが、今回先に、そうは言っても、日程と実施日のほうだけはちょっと今回決めてしまいたいという形で、その後に改めて行き先のほうをその日程に合わせて決めたいという話でございますので、申し訳ございませんが。

○尾関委員　ごめんなさい、事前調整してもらったつもりでおったんですけど、僕が言い忘れているのかもしれないんで、ごめんなさい。10月7日が私はバツの返事でした、実は。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時12分　休　憩

午前11時14分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○中野委員　B案の31日から2日の2泊3日で一応日程を設定しておいて、行く先によって建設産業委員会として適切なところが1泊しかなければ1泊でいいし、盛りだくさんで2泊になればそれはそれでいいというふうに判断したいと思いますのですが、皆さんのある御意見で。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、今中野委員から10月31日から11月2日までの期間で実施し、基本は2泊3日という形で設定しておき、行政視察の視察先の受入れの可否の状況も踏まえた形で最終的には1泊で行くのか、2泊で行くのかということを決定するという形で検討を進めていきたいということで実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項につき御協議をお願いしたいと思います。

どこかよい候補地はありますでしょうか。

〔「正・副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長　正・副委員長に一任ということのお声をいただきました。

今の御意見のとおり、正・副委員長に一任とのことで、これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協議し、決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、行政視察先につきましては、もし、この後御意見があるようであれば、今月中にでも正・副委員長へ御希望を御連絡いただくようお願いいたします。

候補地が多数ある場合につきましては、先ほどのとおり、正・副委員長にて調整をしまして決定をしていきたいと思っております。また、候補地が出なかった場合は、正・副委員長にて改めて決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、このような形で今回行政視察の調査先については決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

#### 今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題とさせていただきます。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談をしたいと思います。

日程は、議会、会議や視察がないところになるかと思っております。また、講師の方の都合もありますので、本日はまず研修のテーマについて何か適切なテーマやそれが実施できる講師の方を御存じでしたら御発言をいただきたいと思っております。

〔「何か素案はありますか」と呼ぶ者あり〕

○委員長 今の時点では特にまだ素案はつくっていない状態です。皆さんの意見を聞いてからということで考えておりました。

それでは、すぐには出なさそうな感じではありますがよろしいですか、御意見があれば。

〔挙手する者なし〕

○委員長 では、また何か御意見や御提案がありましたら、正・副委員長ま

でお知らせください。9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談していただくという方向で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

ここで終わりに当たりまして、一言申し上げます。

今回は、委員長として初の議事進行を務めさせていただきましたが、皆様の御協力により円滑に進行できたかと思っております。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時19分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 長尾光春